

1：委員意見

	資料 番号	意見	事務局回答
1	2-2	<p>(2) 帰宅困難者対策 <行政機関における対応> 海外からの観光客の他、外国語を母国語とする住民の方もいることから、帰宅困難者の発生を抑制するための広報に関して、可能な限り、多言語での発信を期待する。</p>	<p>多言語による発信については、京都府地域防災計画に基づき、外国人に配慮した防災環境づくりや外国人観光客のため、京都府ホームページにおける「きょうと危機管理WEB」のサイトにおいて、多言語化を図っているところです。</p> <p>帰宅困難者対策では、鉄道事業者や観光協会、ホテル・旅館業者等と連携し、多言語での情報発信を実施してまいりたいと考えております。（府地域防災計画第3編第9章観光客・帰宅困難者対策計画に基づく対応）</p>
2	2-2	<p>(2) 帰宅困難者対策 ①「それ以外の駅（西大路駅等）では対応できていなかった」とありますが、貴府に提供済みの2月3日付け本市お知らせ文書のとおり、JRから「西大路駅での市協力不要」との情報に基づき対応しなかったものであり、削除いただければと存じます。</p> <p>なお、「令和5年1月大雪対応の検証報告書」（案）においても、「京都市、長岡京市は、…JR西日本各駅における帰宅困難者発生を想定した一時滞在施設…を確保していた」（P10）と記載されています。</p>	<p>御指摘の箇所につきましては、JR西日本社内の検証において、自治体への支援要請するための備えがなかったことから、京都駅、山科駅以外の駅において食料や飲み物の手配ができていなかったことが課題とされておりましたので、自治体独自の対応だけでなく、全体の課題として記述しているものです。</p>

資料 番号	意見	事務局回答
2	<p>2-2 ②「JR西日本の対応」の中で「原則、京都市内で発生した帰宅困難者については京都市が対応」とあります。当然、本市としてしっかりと対応する考えですが、鉄道路線や人口、観光客数の京都府内における現状等を踏まえると、発生の規模・地域等によっては、例えば京都テルサの一時滞在施設等としての提供など、貴府にも柔軟に対応いただく必要があるものと認識しており、誤解を生む可能性があるため、削除いただければと存じます。</p> <p>2-6 P8 (参考資料1)大雪時の鉄道輸送障害に係る帰宅困難者対策 上記②の認識であり、他の市町村と同様に「一時滞在施設等の広域調整」等をお願いすることがあると考えておりますので、その節は宜しくお願いいたします(京都市にも「○」を付けてください)。</p> <p>2-6 P9 (参考資料2)大雪時の孤立集落対策 本市も「市町村」に含まれると認識しておりますが、資料2-6のP4で「府及び市町村は、…電柱の移設、事前伐採等による予防保全を進める」こととなっておりますので、京都府及び市町村の欄に「○」を付すのが適当と考えられますが、いかがでしょうか。 なお、電柱移設は事業者の役割であることから、電柱移設と事前伐採は別項目とすることが適当であると思われま</p>	<p>府といたしましても京都市と連携して取り組む必要があると考えておりますので、御指摘のとおり修正させていただきます。</p> <p>府といたしましても京都市と連携して取り組む必要があると考えておりますので、御指摘のとおり修正させていただきます。</p> <p>御意見を踏まえ、行政機関における対応として「倒木危険個所の把握及び事前伐採」、電力事業者における対応として「電柱移設及び事前伐採」となるよう、(参考資料2)大雪時の孤立集落対策の平時の実施項目について、「倒木危険個所の把握」を「倒木危険個所の把握及び事前伐採」に修正し、行政機関と事業者が連携して取り組むこととさせていただきます。</p>

	資料 番号	意見	事務局回答
3	2-6 目次	<p>(2) 一時滞在施設の確保～開設・運営～誘導・歩行ルート確保</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(2) 一時滞在施設の確保～開設・運営～案内・誘導・歩行ルート確保</p>	<p>府地域防災計画第3編第9章観光客保護・帰宅困難者対策計画の第5「各機関、団体の役割」において、駅等の事業者は利用者を一時退避場所へ案内することが明記されており、御指摘のとおり修正させていただきます。</p>
	P2	<p>(2) 一時滞在施設の確保～開設・運営～誘導・歩行ルート確保</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(2) 一時滞在施設の確保～開設・運営～案内・誘導・歩行ルート確保</p>	同上
	P2	<p>②帰宅困難者の誘導、避難道路の除雪対応 等</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>②帰宅困難者の案内・誘導、避難道路の除雪対応 等</p>	同上
	P2	<p>鉄道事業者は、駅構内、列車内の一時滞在場所、府及び市町村が開設した一時滞在施設等への帰宅困難者の誘導・搬送を行う。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>鉄道事業者は、駅構内、列車内の一時滞在場所、府及び市町村が開設した一時滞在施設等への帰宅困難者の案内・誘導・搬送を行う。</p>	同上

	資料 番号	意見	事務局回答
3	P3	<p>鉄道事業者は、駅構内、列車内の一時滞在場所、府及び市町村が開設した一時滞在施設等における帰宅困難者に対し水、食料、毛布等の災害備蓄物資を提供する。</p> <p>→鉄道事業者は、駅構内、列車内の一時滞在場所、府及び市町村が開設した一時滞在施設等における帰宅困難者に対し水、食料、毛布等の災害備蓄物資を提供する。</p>	<p>帰宅困難者に対する災害備蓄物資（水、食料、毛布等）の提供等については、鉄道事業者と行政機関等が連携して行うことが重要と考えております。このため、鉄道事業者におかれましても、府及び市町村が開設した一時滞在施設等が駅の近隣に所在する場合等においては、災害備蓄物資を提供いただくことを想定しております。</p>
4		<p>今回の大雪による鉄道輸送障害発生時に、府と JR の間で連絡が取れなかったとあります。JR 西日本の対応として、早期の連絡体制の確保とあり、既に対応済みとは思いますが、具体的な連絡手段の設置をお願いしたいと思います。</p>	<p>御指摘のとおり、大雪対応の検証結果を踏まえ、今後の対応としてとりまとめた「大雪時の安全確保のためのガイドライン」に基づき JR 西日本と京都府で鉄道輸送障害発生時に迅速な連絡が可能となる体制を構築しております。該当事案発生の際には、本連絡体制をもとに、速やかに市町村等と情報共有を図り、帰宅困難者対策に努めてまいります。</p>
5	2-6 P4	<p>「電柱番号位置情報」については、弊社グループ会社が商品として事業運営しているため、弊社からの位置情報の提供については、災害時前に能動的に提供することはできない。</p>	<p>御意見を踏まえまして、電力事業者等における対応として、電柱番号位置情報については必要に応じて府及び市町村と共有することとして修正いたします。</p>
6		<p>地域での防災教育や要配慮者の個別避難計画について、一層更に充実させて行かなければならないと感じています。</p>	<p>御指摘のとおり、府地域防災計画に基づき、地域での防災教育や要配慮者の個別避難計画の推進を図ってまいります。</p>

	資料 番号	意見	事務局回答
7	2-6 P6	<p>「大雪による高速道路、国道等の通行止め等が生じた場合における」の記載について、「大雪による高速道路、国道及び府道等の主要道路の通行止め等が生じた場合における」の地域防災計画内の雪害対策本部設置基準の記載と合わせてはどうか。</p>	<p>大雪時の安全確保のためのガイドラインは、参考資料の「令和5年1月大雪対応の検証報告書」に基づく今後の対応をとりまとめたものです。御指摘の箇所につきましては、検証報告書では、大雪による高速道路、国道等の通行止め等が生じた事例を背景としており、これを引用しております。</p>